

広島県告示第六百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十八年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
永谷 亮太	東広島市黒瀬町丸山八一九 三 一〇三	ほねつぎ接骨院	東広島市黒瀬町檜原六〇 一	柔道整復	平成二八年九月一九日
光岡 佳昭	世羅郡世羅町本郷五八三 三	みつおか接骨院	世羅郡世羅町本郷五八三 三	柔道整復	平成二八年八月二五日